

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は號外發行) (定価送料共一ヶ月) (金、十五円)

茨城縣報

第三千九百九十一号

訓令

茨城縣訓令第十四号

庁中一般
各かい所

茨城縣農業改良普及事業實施規程を次のように定める。

昭和二十六年九月二十八日

茨城縣知事 友末 洋治

茨城縣農業改良普及事業
實施規程

第一条 農民が、農業及び農民生活に關する有益且つ実用的な知識を取得交換し、これを有効に応用することができ、ようにするため、県が行う農業改良普及事業の實施は、この規程の定めるところによる。

第二条 県に専門技術指導に従事する職員(以下「専門技術員」という。)を、地区に農業改良普及事業に従事する職員(以下「改良普及員」という。)を置く。

第三条 専門技術員は、改良普及員に対し、農業経営、農業技術の改良又は農業生活の改善に關し専門的知識を与え

るとともに、改良普及員を援助して専門的事項又は困難な事項について集会の方法を指導し又は実地指導を行わせる。

第四条 改良普及員は、地区内の農民に対し、農業経営、技術指導生活改善その他農業改良普及に必要な指導を行う。

第五条 専門技術員及び改良普及員は、農地調整、供出、割当、配給、検査取締等の行政事務を担当してはならない。

第六条 知事は、別に定めるところに従い、専門技術員及び改良普及員の資格の試験又は審査を行い、資格者名簿を作成し、専門技術員については県委員会に、改良普及員については県委員会及び市町村農業委員会代表者會議に送付する。

第七条 専門技術員及び改良普及員は、前項の資格者名簿に記載された者でなければならぬ。

告示

茨城縣告示第五百九十八号

昭和二十六年七月三十一日附申請の稻敷郡伊崎村古新田土地改良区の設立は、

適當と決定し土地改良法第八條第四項により關係書類を左記のとおり縦覽する。
昭和二十六年九月二十八日
茨城縣知事 友末 洋治

記

一 縦覽に供する書類

1 稻敷郡伊崎村古新田土地改良区事業計畫書 (写)

2 同 土地改良区定款 (写)

二 縦覽期間
自昭和二十六年十月一日(二十日間)至昭和二十六年十月二十日(二十日間)

三 縦覽場所
稻敷郡伊崎村役場

茨城縣告示第五百九十九号

昭和二十六年七月三十日附申請の稻敷郡本原村土屋土地改良区の設立は適當と決定し土地改良法第八條第四項に基き左記によつて關係書類を縦覽に供する。
昭和二十六年九月二十八日
茨城縣知事 友末 洋治

記

一 縦覽に供する書類

(イ) 稻敷郡本原村土屋土地改良区設立の不審査に係る法第八條第二項の調査報告書 (写)

(ロ) 同 土地改良事業計畫書 (写)

(ハ) 同 土地改良区定款 (写)

二 縦覽期間
自昭和二十六年十月一日(二十日間)至昭和二十六年十月二十日(二十日間)

三 縦覽場所
稻敷郡本原村役場
茨城縣告示第六百号
左記の通り保健婦名簿に登録した。
昭和二十六年九月二十八日
茨城縣知事 友末 洋治

免許種別	住所氏名	生年
保嬰	西、実戸	大正
一二五	田大字太下条	三六
一二五	田大字太下条	三六
一二五	田大字太下条	三六
一二五	田大字太下条	三六
一二五	田大字太下条	三六
一二五	田大字太下条	三六
一二五	田大字太下条	三六
一二五	田大字太下条	三六
一二五	田大字太下条	三六

茨城縣告示第六百一号

茨城縣農業専門技術員の審査に合格した者は次のとおりである。
昭和二十六年九月二十八日
茨城縣知事 友末 洋治

農業専門技術員審査合格者

項目	住 所	氏 名
麦及雜穀	茨城縣猿島郡長須村	相野谷和吉
土壤肥料	茨城縣東茨城郡上大野村	菊池三男也
營農林	茨城縣東茨城郡上大野村	佐藤 技之
生活改善	水戸市西原町二区	二宮ムメノ
生活改善	茨城縣東茨城郡下中妻村	酒井 章平

茨城縣報

第三二九一號

昭和二十六年九月二十八日

金曜日

(明治三十五年三月十七日) (郵便物認可)

四〇四 同 同 飛田三千夫

四〇四九	同	結城郡水海道	茂木 三千
四〇五〇	同	新治郡柿岡町	上野伊津子
四〇五一	同	新治郡瓦会村	永瀬 孝一
四〇五二	同	西茨城郡笠間	小貫 かね

茨城県告示第六百五号

左記の者は美容師名簿に登録した。
昭和二十六年九月二十八日
茨城県知事 友末 洋治

記

登録 番号	年 月	住 所	氏 名
一、三三〇	昭和 六元	多賀郡高萩町	宗形ヤイ子
一、三三一	同	土浦市本町六	根本さた子
一、三三二	同	荒川沖 富田	くら
一、三三三	同	久慈郡太田町	宇佐美 きみ江
一、三三四	同	西三丁目	きみ江
一、三三五	同	那珂郡勝田町	西海みつ江
一、三三六	同	土浦市二六	瀬畑美枝子
一、三三七	同	川沖 大字荒	柳橋 滋子
一、三三八	同	久慈郡大子町	根本よしゑ
一、三三九	同	同	鈴木 光恵
一、三四〇	同	同	渡辺 智子
一、三四一	同	同	菊池 礼子
一、三四二	同	同	金沢 あさ
一、三四三	同	水戸市松本町	大武みさを

一、三三〇	同	眞壁郡竹島村	押野ワカ子
一、三三一	同	同 下館町	宮下 幸イ
一、三三二	同	結城郡結城町	池田美代子
一、三三三	同	眞壁郡下館町	飯村 千代
一、三三四	同	同	池田 和子
一、三三五	同	同	柳田 幸子
一、三三六	同	同 谷貝村	市村 富子
一、三三七	同	同 眞壁町	羽田とく江
一、三三八	同	同 下館町	前沢 キミ
一、三三九	同	那珂郡那珂湊	大竹 文子
一、三四〇	同	水戸市田見小	糟谷カツ子
一、三四一	同	同	西原町 中溝喜和子
一、三四二	同	同	行方郡玉造町 萩原 コウ
一、三四三	同	眞壁郡下妻町	藤本 弁
一、三四四	同	日立市大和町	江田 勢子
一、三四五	同	新治郡石岡町	押野 喜枝
一、三四六	同	土浦市朝日町	矢口 綾子

茨城県告示第六百六号

国民健康保険法第二十六条の規定に基
き左記法人から規約変更について申請が
あつたのでこれを認可した。
昭和二十六年九月二十八日
茨城県知事 友末 洋治

記

- 一 法人名
小川地方国民健康保険団体連合会
- 二 事務所所在地
東茨城郡小川町大字中延三番地
- 三 連合会の地区
橋、白河、堅倉、竹原、上野合、玉川、
立花、巴の各村
- 四 認可年月日
昭和二十六年九月五日

茨城県告示第六百七号

国民健康保険法第八条の十二の二の規
定に基き古河市から申請があつた条例の
変更は、昭和二十六年九月二十日認可し
た。
昭和二十六年九月二十八日
茨城県知事 友末 洋治

各種委員会告示

茨城県選挙管理委員会告示第七十九号
茨城県選挙管理委員会を次のとおり招
集する。
昭和二十六年九月二十八日
茨城県選挙管理委員会
委員長 越村 安太郎

記

- 一 招集日時
昭和二十六年十月四日午
前十時
- 一 招集場所
茨城県庁
- 一 議案
昭和二十六年四月二十三日執行の
新治郡佐賀村長及び同村議会議員選

公 告

昭和二十六年八月三十日施行した行政
書士試験合格者を左の通り決定したから
公告する。
昭和二十六年九月二十八日
茨城県知事 友末 洋治

記

合格者名	
関 孤 円	品川 精
木村 友次郎	石川 輝嗣
福田 己次郎	